# 令和2年度事業所における受動喫煙防止に関する調査に関する報告

# I. 調査の趣旨と方法

#### 1. 趣旨

町の事業所における受動喫煙防止対策の現状等を把握し、今後の喫煙対策の進め方を検討すること

# 2. 実施概要

対象:町内医療機関・福祉施設、企業連・西和賀商工会に加盟している事業所 101 箇所

期間:令和2年8月26日から令和2年9月23日

方法:郵送配布·回収

3. 回収状況 回収数:74票 回収率:73.3%

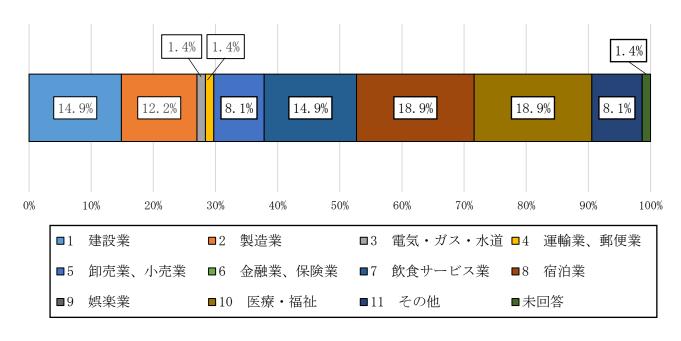
#### Ⅱ.報告書について

調査結果の比率は、回答者数を母数として、小数点第2位を四捨五入して算出しています。

# Ⅲ. 調査結果

1. 基本属性

# (1) 事業所の業種



その他:伐採業、廃棄処理業、製造業と卸売業、飲食サービス業と宿泊業の複合施設

事業所の業種をみると、「宿泊業」、「医療・福祉」が 18.9%と最も多く、次いで「飲食サービス業」と「建設業」が 14.9%と続いている。

# (2) 事業所の従業員数(正社員、契約社員、パートタイム労働者含む)

従業員数別	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
1~5人	32	43. 2%
6~10 人	13	17.6%
11~30 人	20	27.0%
31~50 人	2	2. 7%
51~人	7	9.5%
合計	74	100.0%

事業所の従業員数をみると、「1~5人」の事業所が 43.2%と最も多く、次いで「11~30人」の事業所が 27.0%、「6~10人」の事業所が 17.6%と続いている。

# (3) 事業所の喫煙者率 (喫煙習慣のある人の割合)

喫煙者率別 (喫煙習慣のある人の割合)	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
喫煙者はいない	29	39. 2%
20%未満	17	23.0%
20~40%未満	14	18.9%
40~60%未満	10	13.5%
60~80%未満	1	1.4%
80%以上	2	2. 7%
未回答	1	1.4%
合計	74	100.0%

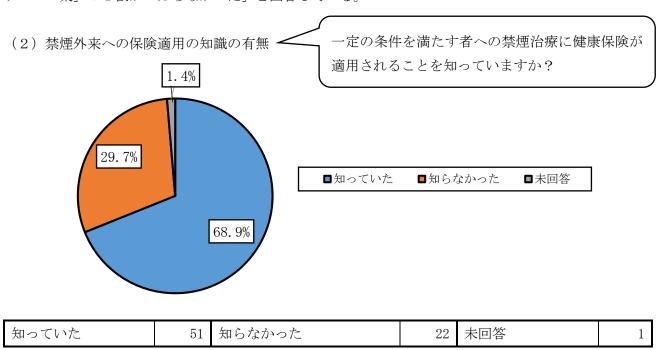
喫煙者率をみると、「喫煙者はいない」事業所が 39.2%で最も多く、次いで「20%未満」が 23.0%、「20% ~40%未満」が 18.9%と続いており、喫煙者がいる事業所は 59.5%で約 6 割を占めている。

業種別では、「喫煙者はいない」という回答が「宿泊業」、「飲食サービス業」、「医療・福祉」の順に多かった。

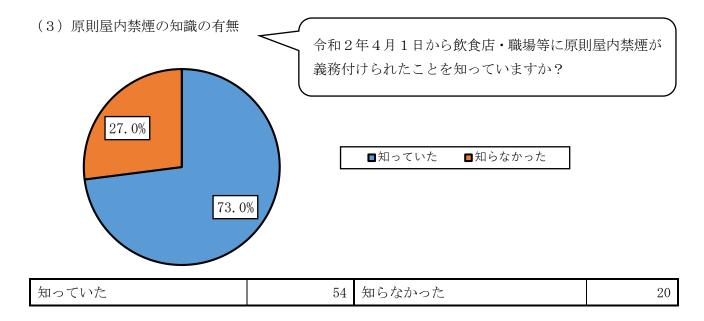
# 2. たばこに関する知識について (1) 副流煙に対する知識の有無 喫煙者が直接吸う「主流煙」より、たばこの先から立ちのぼる「副流煙」の方に発がん性物質が多いことを知っていますか? ●知っていた ■知らなかった 91. 9%

 知っていた
 68
 知らなかった
 6

副流煙に対する知識をみると、「知っていた」91.9%、「知らなかった」8.1%となっている。全体的に「知っていた」という回答が多かったが、「知らなかった」という回答が1割いる。業種別では、「製造業」と「電気・ガス・水道業」の事業所全でが「知っていた」と回答している。また、「宿泊業」の3割、「飲食サービス業」の2割が「知らなかった」と回答している。



禁煙外来への保険適用の知識をみると、「知っていた」68.9%、「知らなかった」29.7%となっている。「知っていた」という回答が約7割を占めている。業種別では、「医療・福祉」の事業所全てが「知っていた」と回答している。また、「その他」の6割、「卸売業・小売業」の5割が「知らなかった」と回答している。



原則屋内禁煙に対する知識をみると、「知っていた」73.0%、「知らなかった」27.0%となっている。「知っていた」という回答が7割を占めている。業種別では、「電気・ガス・水道」と「運輸業、郵便業」、「医療・福祉」の事業所が9割以上「知っていた」と回答している。また、「知らなかった」という回答が最も多かったのは「その他」で66.7%となっている。

#### 3. 事業所における喫煙環境について

#### (1) 事業所における喫煙環境

喫煙環境別	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
敷地内(駐車場含む)全面禁煙	7	9.5%
建物内全面禁煙	23	31.1%
屋内排気装置を有した喫煙室を設置	9	12.2%
指定した喫煙場所(灰皿配置のみ)を設置	29	39.2%
特に対策なし (どこでも喫煙できる)	6	8.1%
その他	0	0.0%
合計	74	100.0%

事業所における喫煙環境をみると、「指定した喫煙場所(灰皿配置のみ)を設置」が39.2%と最も多く、次いで「建物内全面禁煙」が31.1%、「屋内廃棄装置を有した喫煙室を設置」が12.2%と続いている。業種別では、「医療・福祉」の9割、「卸売り・小売業」の5割、「飲食サービス業」の4割が「敷地内禁煙又は建物内禁煙」と回答している。

# (2) 敷地内、建物内禁煙を行っていない理由(複数可)

理由別	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
喫煙する従業員からの理解が得られないから	11	19.6%
喫煙する利用者からの理解が得られないから	11	19.6%
利用者の減少につながるから	11	19.6%
事業主が必要性を感じていないから	12	21.4%
その他	6	10.7%
未回答	5	8.9%

- その他 ・敷地内は禁煙ですが、車内(駐車場)での喫煙は認めています。
  - ・喫煙者が少ない、喫煙本数がわずかである、来客もない
  - ・利用客の希望による
  - ・喫煙する人の権利を守るため
  - たばこを売っているから買うことになると言われる

敷地内禁煙あるいは建物内禁煙を行っていない理由をみると、「事業主が必要性を感じていないから」が21.4%と最も多く、次いで「喫煙する従業員からの理解が得られないから」、「喫煙する利用者からの理解が得られないから」、「利用者の減少につながるから」が19.6%となっている。業種別では、「建設業」は「喫煙する従業員からの理解が得られないから」(66.7%)、「飲食サービス業」は「事業主の理解が得られないから」(50.0%)、「宿泊業」は「利用者(利用客)の減少につながる」(54.5%)との回答が多かった。

# (3) 受動喫煙防止対策の今後の予定

今後の予定別	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
敷地内全面禁煙	0	0.0%
建物内全面禁煙	5	6. 8%
屋外排気装置を有した喫煙室を設置	4	5. 4%
現状以上の対策をする予定はない	29	39. 2%
その他	1	5.0%
未回答	5	6.8%
合計	44	100%

その他 喫煙室を建てることはできないし、利用客の理解も得られないと思うのでこのままだと思う。

受動喫煙防止対策の今後の予定をみると、「現状以上の対策をする予定はない」が39.2%で最も多い回答になっている。業種別においても、同様の回答であった。

#### 4. 禁煙や分煙以外の喫煙対策の取り組みについて

#### (1) 禁煙や分煙以外の喫煙対策の取り組み状況 (複数可)

取り組み状況別	該当事業所数(箇所)	構成比(%)
禁煙対策の担当者、担当部署を決めている	0	0.0%
ポスター掲示、リーフレット回覧	14	18.7%
喫煙に関する健康教室の実施	0	0.0%
禁煙希望者をサポート	3	4.0%
禁煙成功者に対する報奨金を出している	0	0.0%
その他	24	32.0%
未回答	34	45.3%
슴計	75	100.0%

#### その他 ・特になし

- ・主任者会議で社長より受動喫煙についてお話がある
- ・何年か前に報奨金を出している。しかし、報奨金を止めてからまた喫煙する人が出ている
- ・屋外に喫煙場所を指定しているが、休憩時には駐車場自家用車内での喫煙もみられる

禁煙や分煙以外の喫煙対策の取り組み状況をみると、「その他」が32.0%と最も多いが、その内容は特になしという回答が大半である。次いで「ポスター掲示、リーフレット回覧」が18.7%となっている。

#### (2) 禁煙や分煙以外で今後取り組んでみたい喫煙対策(複数可)

対策別	該当事業所数 (箇所)	構成比(%)
禁煙対策の担当者、担当部署を決める	0	0.0%
ポスター掲示、リーフレット回覧	14	17.9%
喫煙に関する健康教室を実施	3	3.8%
禁煙希望者をサポート	11	14.1%
禁煙成功者に対する報奨金を出す	0	0.0%
その他	18	23.1%
未回答	32	41.0%
合計	78	100.0%

#### その他・特になし

- ・グループ全体でサポート事業を行っているので特になし
- ・個人的なことなので、それぞれの対策法に合わせることしか言えない
- ・健康増進法では第二種施設と理解している、敷地内禁煙が法律や西和賀町の条例で 制定された場合は従う。

禁煙や分煙以外で今後取り組んでみたい喫煙対策をみると、「その他」が 23.1%と最も多いが、その内容は特になしが大半である。次いで「ポスター掲示、リーフレット回覧」が 17.9%となっている。

- 5. 受動喫煙防止策に関する意見について
- ・喫煙する従業員にやめろとは絶対言えない。個人の自由であるから。
- ・防止策は必要だと思う。と同時に喫煙する方の権利を守ってあげる施策も進めることが必要。 双方を勧めることで成功であり、どちらかが進まなければ成功と言えないと思う。
- ・基本、たばこは無くなって欲しいと思っているので、少しずつ喫煙する人たちが少なくなってくれる ことを願います。
- ・お客さんで、喫煙する夫婦が2人共たばこを吸うのにどうして部屋ではダメなのかって苦情の様なこを言い、灰皿を要求される。全館禁煙ですと言うとあと来館しないと怒っている状態でした。
- ・車での移動時に喫煙を多くしているようです。車内での喫煙をしないよう指導していく予定です。

### Ⅳ. 調査結果から今後の取り組みについて

今回の調査結果から、原則屋内禁煙が義務付けられたことを知っていた事業所が7割、敷地内禁煙または屋内禁煙の事業所が4割に留まっていたことから、受動喫煙防止の取り組みが進んでいない現状がみられます。たばこは喫煙者の健康を奪うだけではなく、家族や友人、職場の同僚など周囲の人の健康も奪います。受動喫煙にさらされると、がんや脳卒中、呼吸器疾患など様々な病気のリスクが高くなり、さらには妊婦や赤ちゃんにも悪影響を及ぼします。そのため、町では今後さらに受動喫煙防止対策を強化していく予定です。改正健康増進法による受動喫煙対策の周知、事業所向けの健康教室や禁煙希望者に対するサポート事業にも取り組んでいきたいと考えています。

最後にアンケートにご協力いただいた事業所の皆様、誠にありがとうございました。